

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議

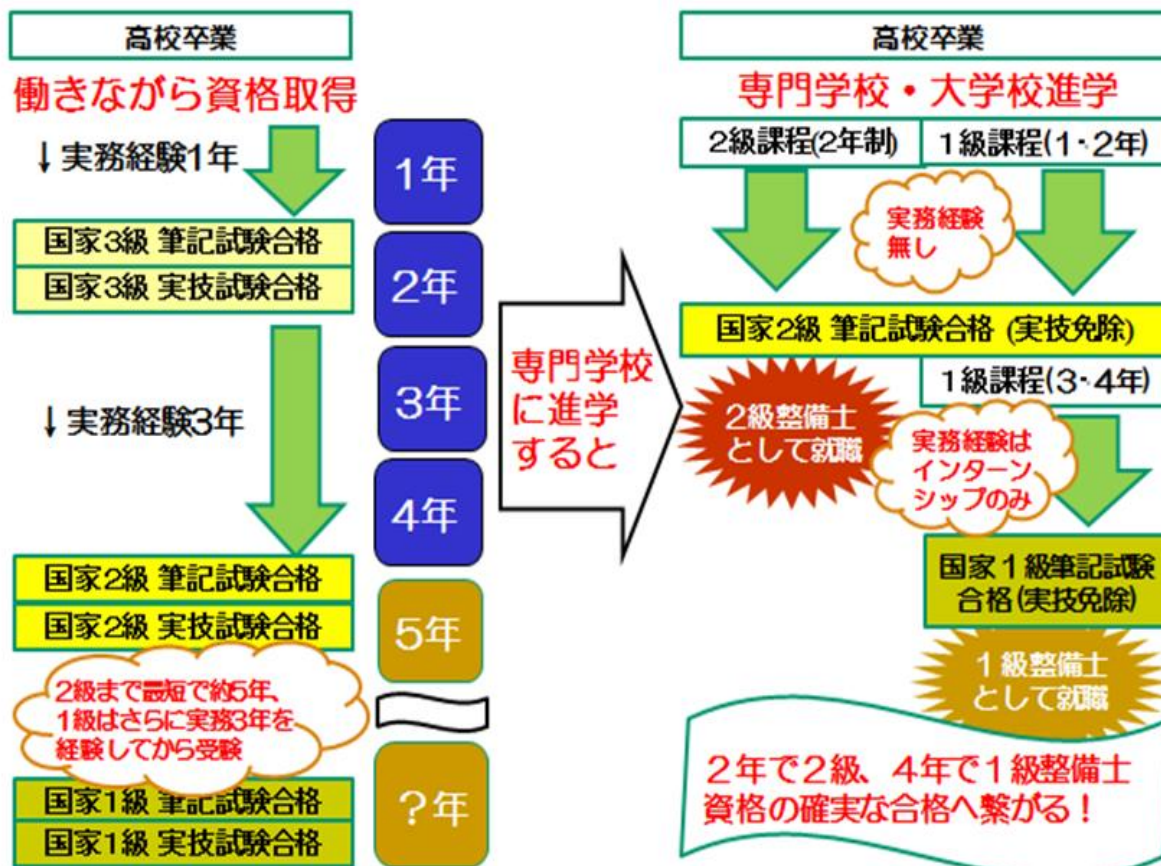
「JAMCA(全国自動車大学校・整備専門学校協会)
における質保証向上に向けた取り組みについて」

JAMCA質保証等検討委員会委員
学校法人小山学園
東京工科自動車大学校
校長 佐藤 康夫

1. JAMCAとしての質保証向上に向けた取り組みの背景(1)

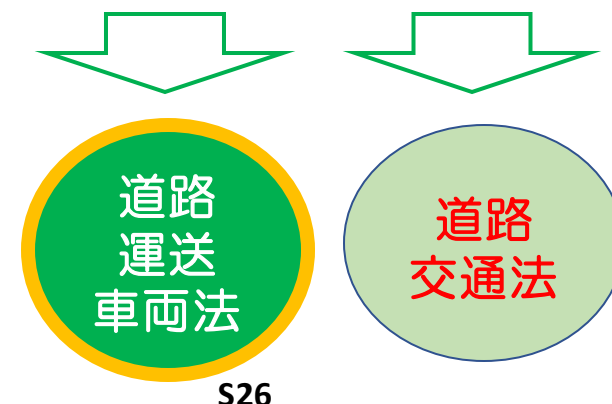
■自動車整備士資格と整備専門学校について

国は、**人命の安全と自動車使用の安心を確保**するため、自動車の整備について一定以上の知識・技能があると認められた**国家試験合格者に整備士の国家資格を与えている**。



昭和27年ころ
HP東京web写真館より引用

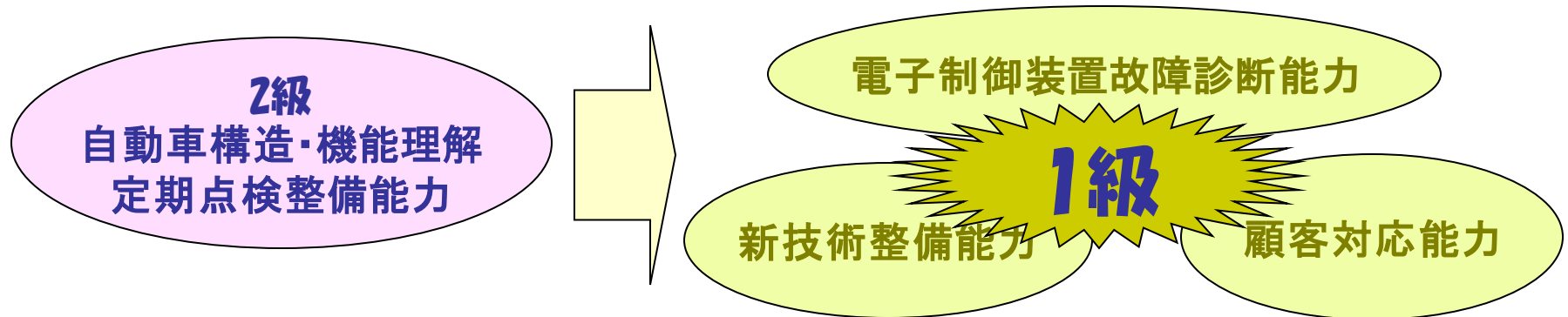
急速な自動車社会発展に備え自動車走行の「安心・安全」を守るシステムが必要。



1. JAMCAとしての質保証向上に向けた取り組みの背景(2)

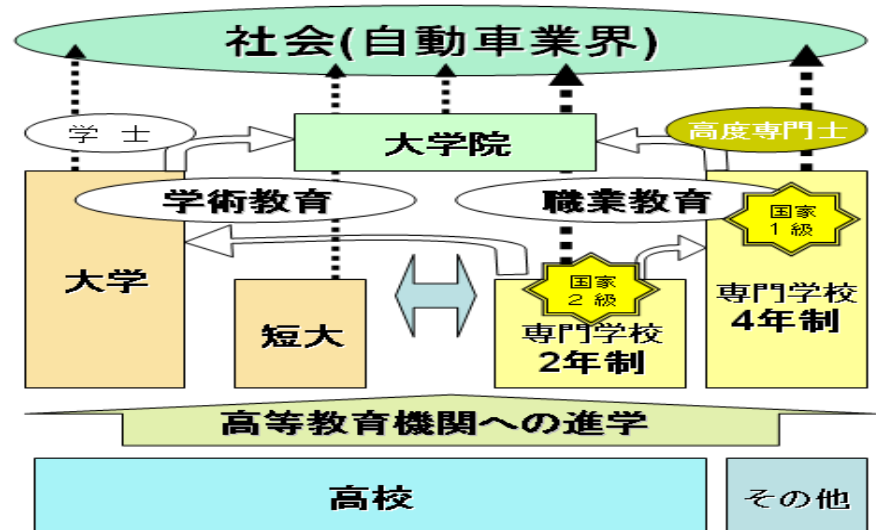
■技術の進化に伴い教育の高度化が必要となると共に、高等教育機関として社会からの期待も高まる。

① 1級整備士資格の誕生(平成14年12月)



② 4年制課程に「高度専門士」の称号付与(平成17年)

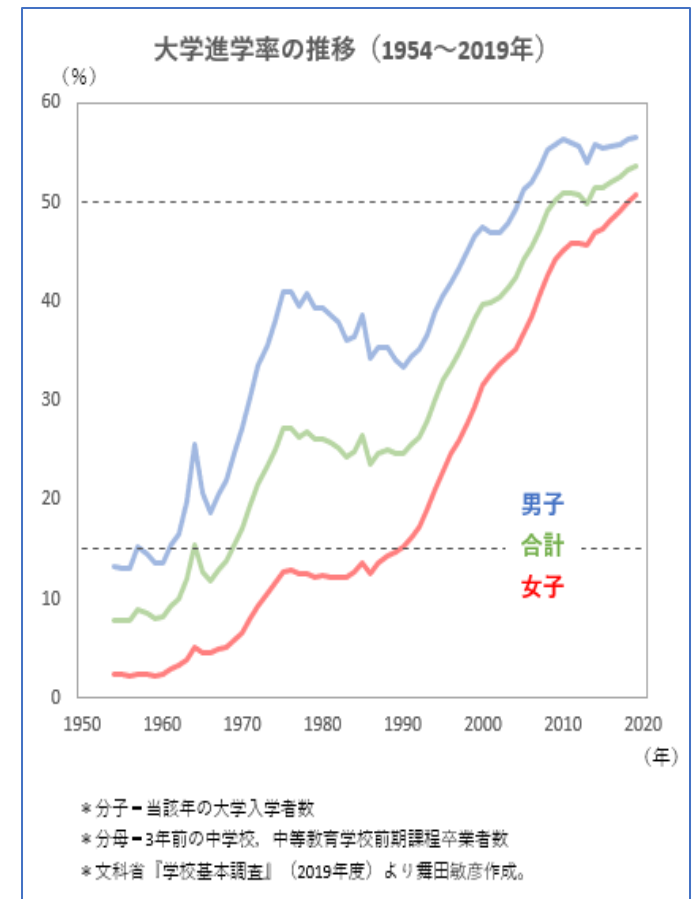
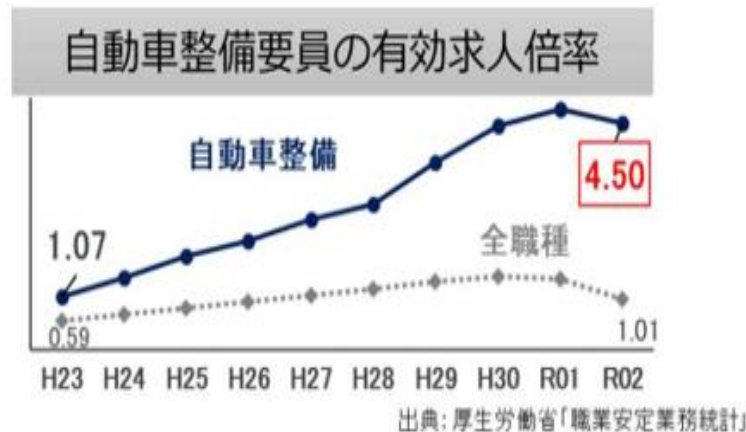
- 1級課程設置と共に大卒と同等の高等教育機関としての位置付け
「学士」=「高度専門士」
(大学院入学資格)



1. JAMCAとしての質保証向上に向けた取り組みの背景(3)

■自動車整備士(卒業生)の業界からの期待に反し、大学全入の影響等により入学生が急激に減少。社会からの認知を得る発信が必要となる。

① 整備専門学校進学者の減少、整備士の人材不足



専門学校進学率は16.8%(2020年)

1. JAMCAとしての質保証向上に向けた取り組みの背景(4)

■平成26年「職業実践専門課程」が創設され、協会としても企業連携による実践的な教育、情報発信による認知度向上は重要と判断された。

専門学校の質の保証・向上のために、職業実践専門課程がスタートし、実践的な質の高い教育体制が期待される。

- ・修業年限が2年以上であること。
- ・「企業」連携による「教育課程編成委員会」の設置
- ・「学校関係者評価委員会」の活動
- ・企業等と連携した実習、また演習の授業実施
- ・ホームページ等への情報公開



平成26年4月から文部科学大臣認定の「職業実践専門課程」がスタート

「職業実践専門課程」とは？
専門学校のうち、企業等と連携して、最新の業務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定します。

「職業実践専門課程」と認定されている専門学校の学科の特徴は

- その1** 企業等が参画する「教育課程編成委員会」を設置してカリキュラムを構成している
- その2** 企業等と連携して、演習・実習等の授業を実施している
- その3** 企業等と連携して、最新の業務や指導力を獲得するための教員研修を実施している
- その4** 企業等が参画して学校評価を実施している
- その5** 学校のカリキュラムや教職員等についてHPで情報提供している

認定された専門学校は文部科学省ホームページで公表しています。
※ http://www.mext.go.jp/menus/dtoppage_1_41.htm

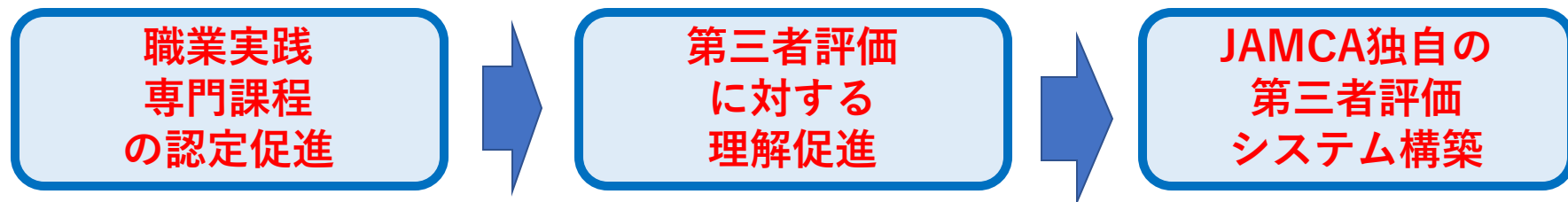
Professional Training College
専門学校 夢を叶える 未来をつくる

MEXT
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE AND SPORTS

2. 文科事業への参画 2014~2017(1)

「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」

- 職業実践専門課程の認定校の拡大と共に、将来的に求められる第三者評価についても視野に置き平成26年度より文部科学省委託事業に参加



- 国の施行規則に伴う定期的な実地調査が実施されている専門学校として、重要な柱を決め、特徴的で受審しやすい、スリムな評価項目とした。

JAMCA第三者評価項目(4つの柱)と観点

- (Ⅰ) 文科省および私立学校等評価研究機構等の自己評価内容について第三者として客観的な評価を行う。

(機関評価・一部分野別評価)

- (Ⅱ) 職業実践専門課程認定要件への適合を第三者として評価する。

(機関評価)

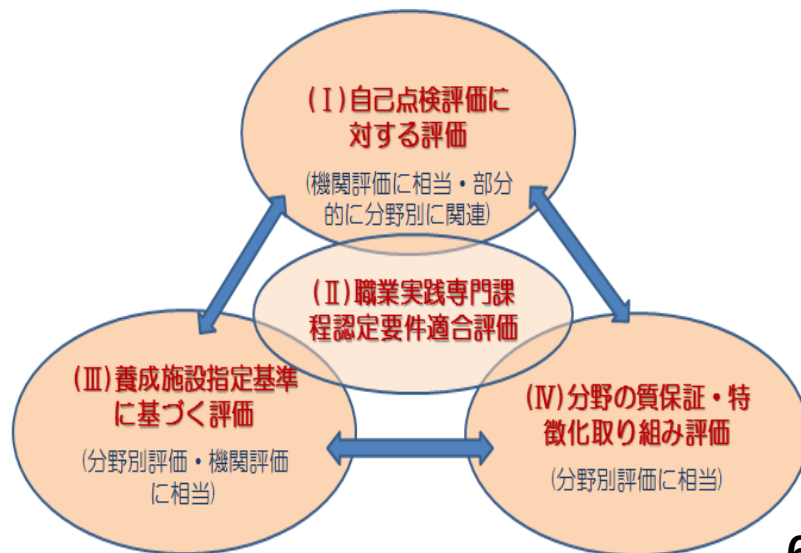
- (Ⅲ) 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価。

(分野別機関 評価)

- (Ⅳ) 自動車整備士分野の教育の質保証特徴化に向けた取り組み内容の評価

(分野別評価)

JAMCA第三者評価項目の構成(改)



2. 文科事業への参画 2014~2017 (2)

「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」

JAMCA 自動車整備士養成分野における第三者評価基準一覧表

Ⅰ 自己点検評価に対する評価（機関評価に相当・部分的に分野別に関連）				
NO.	大項目	NO.	中項目(中28改)	コード NO.
1	教育理念・目的・育成人材像	1	教育理念・目的・育成人材像	Ⅰー 1-1
		2	学校の特色	Ⅰー 1-2
		3	学校の将来構想	Ⅰー 1-3
2	学校運営	1	運営方針・事業計画	Ⅰー 2-1
		2	運営組織	Ⅰー 2-2
		3	人事・給与制度	Ⅰー 2-3
3	教育活動	1	目標の設定	Ⅰー 3-1
		2	教育方法・評価等	Ⅰー 3-2
		3	成績評価・単位認定等	Ⅰー 3-3
		4	資格・免許の取得の指導体制	Ⅰー 3-4
		5	教員・教員組織	Ⅰー 3-5
4	学修成果	1	就職率	Ⅰー 4-1
		2	資格・免許の取得率	Ⅰー 4-2
		3	卒業生の社会的評価	Ⅰー 4-3
5	学生支援	1	就職等進路	Ⅰー 5-1
		2	中途退学への対応	Ⅰー 5-2
		3	学生相談	Ⅰー 5-3
		4	学生生活	Ⅰー 5-4
		5	保護者との連携	Ⅰー 5-5
		6	卒業生・社会人	Ⅰー 5-6
6	教育環境	1	施設・設備等	Ⅰー 6-1
		2	学外実習等	Ⅰー 6-2
		3	防災・安全管理	Ⅰー 6-3
7	学生の募集と受け入れ	1	学生募集活動	Ⅰー 7-1
		2	入学選考	Ⅰー 7-2
		3	学納金	Ⅰー 7-3
8	財務	1	財務基盤	Ⅰー 8-1
		2	予算・収支計画	Ⅰー 8-2
		3	監査	Ⅰー 8-3
		4	財務情報の公開	Ⅰー 8-4
9	法令等の順守	1	関係法令・設置基準等の順守	Ⅰー 9-1
		2	職業実践専門課程認定要件	Ⅰー 9-2
		3	個人情報保護	Ⅰー 9-3
		4	学校評価	Ⅰー 9-4
		5	教育情報の公開	Ⅰー 9-5
10	社会貢献・地域貢献	1	社会貢献・地域貢献	Ⅰー 10-1
		2	ボランティア活動	Ⅰー 10-2
11	国際交流（必要に応じて）	1		Ⅰー 11-1

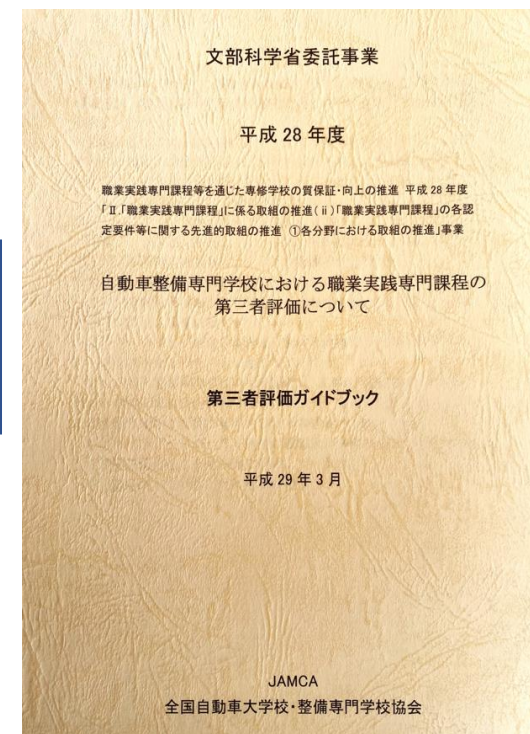
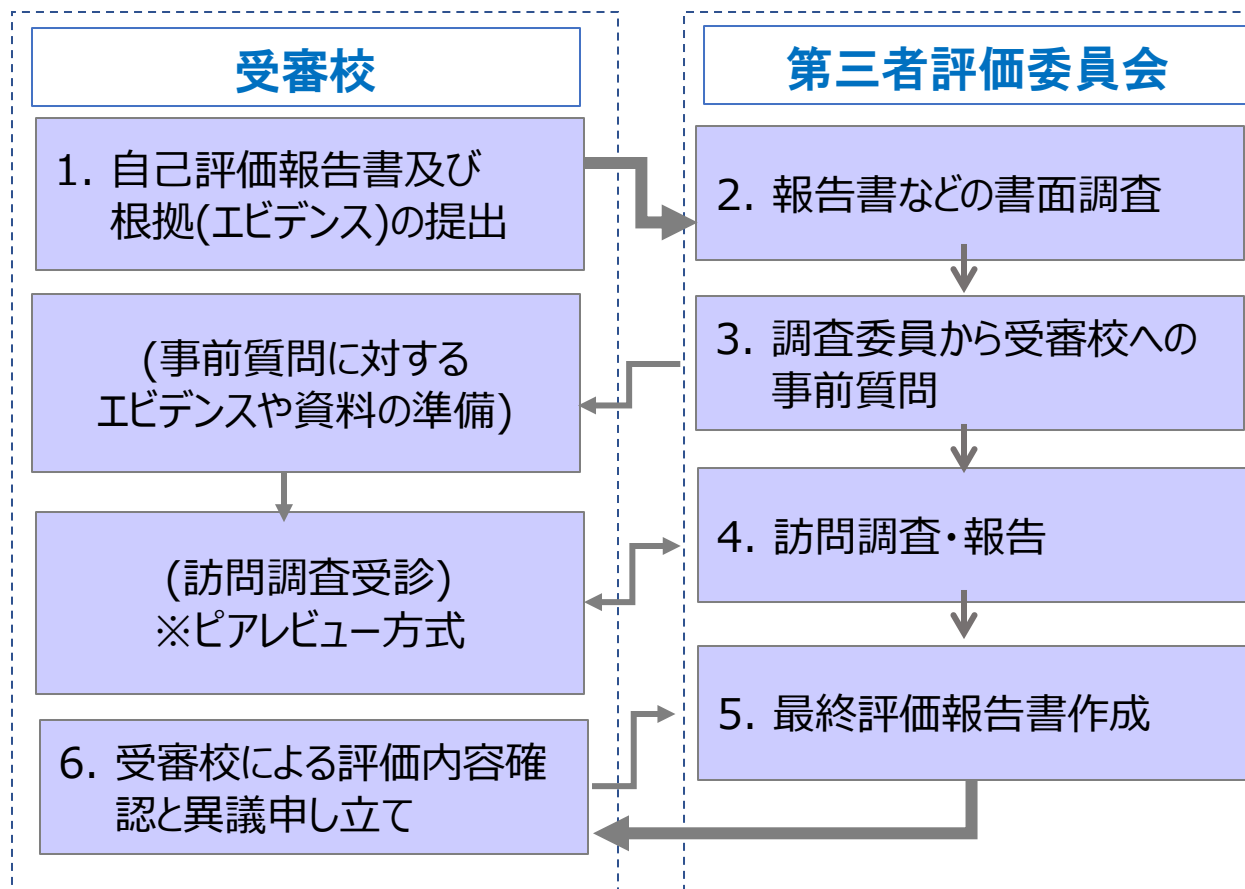
Ⅱ 職業実践専門課程認定要件適合評価					
NO.	大項目	NO.	中項目(中28改)	コード NO.	小項目(注:内容) (中28改)
1	職業実践専門課程の 認定要件	1	1 教育課程編成委員会	Ⅱー 1-1	委員長構成、開催回数、教育課程の編成内容
		2	2 企業連携(教育)	Ⅱー 1-2	企業等と連携した実習・演習等の実施
		3	3 企業連携(FD)	Ⅱー 1-3	企業等と連携した組織的な教員研修の実施
		4	4 学校関係者評価	Ⅱー 1-4	学校関係者評価の実施・公表
		5	5 情報公開	Ⅱー 1-5	ホームページにおける情報提供
Ⅲ 国土交通省自動車整備士一種養成施設指定基準に基づく評価(分野別評価・機関評価に相当)					
NO.	大項目	NO.	中項目(中28改)	コード NO.	小項目(注:内容) (中28改)
1	教育理念・目的・育成人材像	1	道路運送車両法 第1条	Ⅲー 1-1	道路運送車両法 第1条に基づき自動車整備士の養成を目的としている。
2	学校運営	1	2. 学則又は規則及び細則 (1)課程の名称 (2)定員 (3)修業の年限又は入学時期及び卒業時期 (4)入学資格 (5)休日及び休業 (6)始業、終業時間及び1教育単位時間 (7)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位) (8)成績判定基準(出席日数及び合格点等)	Ⅲー 2-1	道路運送車両法 部長 兼教取設備 別表「添付書類一覽」添付書類1、2、 に基づき承認される。国土交省の定期監査によって承認されている。
			1	6. 教育科目別時間配分表	Ⅲー 3-1
3	教育活動	2	7. 教育計画表	Ⅲー 3-2	部長 兼教取設備 別表「添付書類一覽」添付書類7、の基準に基づく前期 内容で教育計画表に編纂及び(一般評価)を作成し、それによって承認される 国土交省の定期監査によって承認されている。
		3	(9)当該課程修了の教育時間(高校の場合は単位) (10)成績判定基準(出席日数及び合格点等)	Ⅲー 3-3	部長 兼教取設備6 養成施設の報告の基準に基づき教育実践が年度毎報告され、 国土交省の定期監査によって承認を受けている。
		4	4. 教育を行う者(指導員)の一覧表と資格	Ⅲー 3-4	部長 兼教取設備 別表「添付書類一覽」添付書類4、5、に基づく教員の資格 および監査により課長、国土交省の定期監査によって承認されている。
4	学修成果	1	養成施設の報告書	Ⅲー 4-1	部長 兼教取設備6 養成施設の報告の基準に基づき学習負荷率等が年度毎報告 され、国土交省の定期監査によって承認を受けている。
6	教育環境	1	必要設備等一覧表	Ⅲー 6-1	局長調達 教職、必要設備等一覧表の基準に基づき配置され、国土交省の定期 監査によって承認を受けている。
9	法令等の遵守	1	道路運送車両法	Ⅲー 9-1	道路運送車両法の一種養成施設設置基準に基づく学校運営を行っている。
Ⅳ 自動車整備士分野の教育の質保証・特徴化に向けた取り組み内容の評価(分野別評価に相当)					
NO.	大項目	NO.	中項目(中28改)	コード NO.	小項目(注:内容) (中28改)
3	教育活動	1		Ⅳー 3-1	教員の専門性向上、教養力向上に向けた特徴ある取り組みや成果
		2		Ⅳー 3-2	教員の質保証、機関上に向けた教育内容やシステムにおける 特徴ある取り組みや成果
4	学修成果	1		Ⅳー 4-1	国家資格の合格に向けた特徴ある取り組みや成果
		2		Ⅳー 4-2	就職率、就職の質向上に向けた特徴ある取り組みや成果
0	全般	1		Ⅳー 0-1	その他学校としての特筆すべき特徴ある取り組みや成果

2. 文科事業への参画 2014~2017 (3)

「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」

■文科事業の活動として第三者評価の実証実験を組織的に取り組む

- ・ 第三者評価の知識を共有し、実施に向けたガイドラインとして「ガイドブック」を作成



※文科省事業の実証ではなくJAMCA組織独自の第三者評価の実施へ

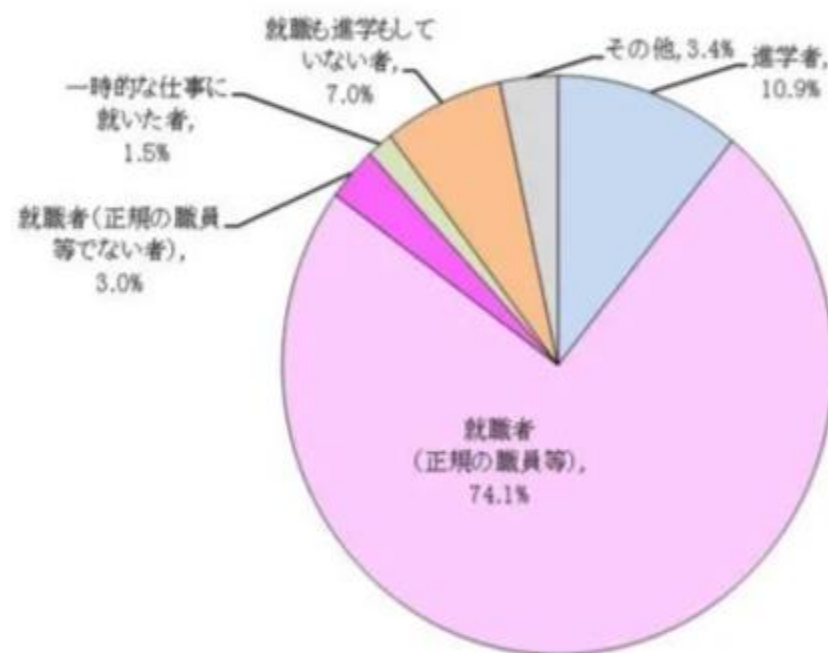
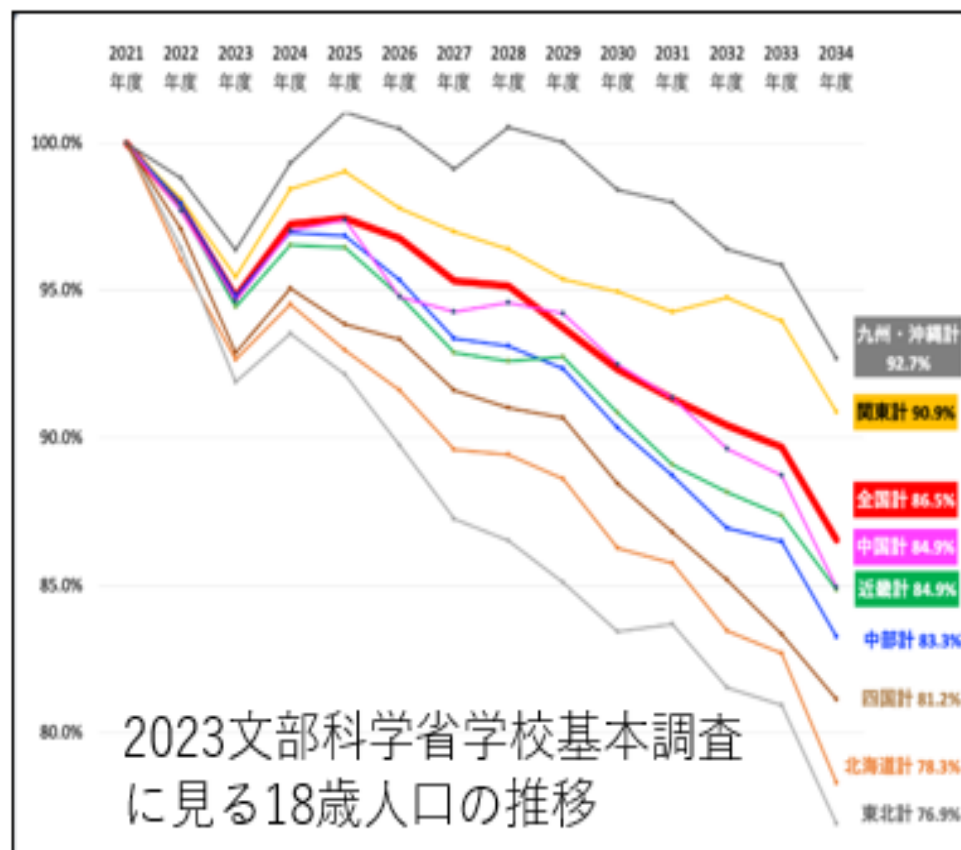
3. JAMCAにおける質保証向上への取り組み経過まとめ

(1) 文科事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」への参画 テーマ「自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について」	平成26年度 (2014年度)	「現状調査」	・各専門学校業種団体の取り組み、先行している大学の第三者評価 ・JAMCA会員校現状調査(第三者評価に対する意識等のアンケート調査)
	平成27年度 (2015年度)	「JAMCA第三者評価項目」の作成と実証実験	・職業実践専門課程の要件を中心とした4つの項目で構成 ・読売自動車大学校、北九州自動車大学校に協力を頂き訪問調査の実証実験を実施
	平成28年度 (2016年度)	「JAMCA第三者評価」体制の構築と実証実験	・「JAMCA第三者評価ガイドブック」の作成 ・「第三者評価リーダー研修」「評価者養成研修会」の実施 ・広島自動車大学校、岡山自動車大学校、日産京都自動車大学校が受診校として協力
	平成29年度 (2017年度)	「内部質保証への取り組み」と特徴ある独自の第三者評価体制の構築	・訪問調査(下記3校が協力)と事例報告(内部質保証等研修会の開催) ・新潟国際自動車大学校(国家試験合格率向上)、日産京都自動車大学校(複数校カリキュラムの運営管理)、東京工科自動車大学校(授業評価と履修管理の取り組み)
(2) 私立専門学校等評価研究機構の文科事業への参加	平成30年～ (2018年～)	「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」	・連絡協議会運営部会委員としての参加 ・JAMCA ・(公社)東洋療法学校協会 ・(一社)日本看護学校協会 ・(一社)専門職高等教育質保証機構 ・(一社)柔道整復教育評価機構 ・(公社)全国柔道整復学校協会 ・敬心学園職業教育開発センター
(3) JAMCA独自の運営による第三者評価の実施	平成31年度 (2019年度)	「JAMCA独自の第三者評価 評価実績1号」	・JAMCA第三者評価委員会の体制づくり ・JAMCA第三者評価マニュアルの作成 ・受診校として静岡工科自動車大学校が立候補し、自己点検評価の事前提出⇒訪問調査⇒評価会議⇒評価報告等一連の運営を実施
(4) JAMCA質保証研修会開催	令和5年度 (2023年度)	教育の質保証に向けた取り組み	・JAMCA第三者評価の仕組みと実証実験の経過報告 ・JAMCA独自で運営した第三者評価の報告(静岡工科自動車大学校) ・専門学校における今後の教育の質保証の在り方・方向性について(文科省専修学校教育振興室)

4. 社会の変化とJAMCAとしての今後の取り組み(1)

- 18歳人口は減少の一途。大学進学率は60%に。
- 私大は定員割れが50%超⇒社会の人材ニーズに答えられず
※国費助成の大学の差別化⇒淘汰の時代

■ 「職業教育」の重要性が高まる



文部科学省「平成30年度学校基本調査
状況別卒業者数の比率(大学[学部])

4. 社会の変化とJAMCAとしての今後の取り組み(2)

文部科学省 学校教育法の一部改正について

- 「大学等との制度的整合性を高めるための措置」
- 「専門学校修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置」
- 「教育の質の保証を図るための措置」

※広く大学等を含めた高等教育機関同士の競合が始まる

①大学との制度的整合性 ⇒ 履修の単位化

②教育の質保証を図るための措置 ⇒ 「第三者評価の受審」が必要

学校教育法の一部を改正する法律の概要

	項 目	概 要
1	「大学等との制度的整合性を高めるための措置」	・ 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。 ※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。 ・ 専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。 ・ 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。
2	「専門学校修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置」	・ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。 ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程 ・ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。
3	「教育の質の保証を図るための措置」	・ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。

4. 社会の変化とJAMCAとしての今後の取り組み(まとめ)

《質保証活動におけるJAMCAとしてのアドバンテージ》

- 文科事業への参画により、多くの経験的な知識とノウハウの蓄積がある。
- JAMCA第三者評価ガイドブックにて質保証への考え方が整理されている。
- 各会員校が整備士国家資格に結び付く施行規則に沿った教育を実施している。
- 国土交通省により教育施設としての実地調査が定期的に実施されている。
- 整備士教育に対する唯一の団体として、会員校の結束が固く活動も積極的。
- 質保証の取り組み成果として「職業実践専門課程」の認定校が会員の80%に。

《今後の課題》

- 教育の質保証と第三者評価に向けた取り組みに対し会員校への更なる啓発。
- 自動車教育の「分野別評価」に対してイニシアティブをとり活動する。
- 教育の質保証に向けた取り組みの継続
 - ・ 「第三者評価項目」について更なるスリム化、負担軽減を進める。
 - ・ 「第三者評価の実証実験」「評価者研修等」に対し計画的に実施する。

ご清聴、ありがとうございました

JAMCA

全国自動車大学校・整備専門学校協会